

龍ヶ崎市商工会プレミアムたつこの商品券事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、低迷する地元消費需要の喚起を図ると共に、会員事業所の販売促進に資することを目的として、10%のプレミアム付地域振興券（プレミアムたつこの商品券という。）の発行及び取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、「プレミアムたつこの商品券」とは、前条の目的を達成するために、龍ヶ崎市商工会が販売する証票をいう。

(加盟店)

第3条 加盟店とは、**龍ヶ崎市商工会員**であり、商品券の換金時に手数料として販売金額の**2%**を負担することに同意し、プレミアムたつこの商品券による取引を許可された事業所をいう。また加盟店のうち、店舗売場面積1,000㎡以上の物販店を大型店と分類し、それ以外は一般店と分類する。ただし大型店内にある事業所については、すべて大型店と分類する。

(商品券の販売等)

第4条 龍ヶ崎市商工会及び龍ヶ崎市商工会に委託されたものは、消費者に対し、プレミアムたつこの商品券を販売することができる。

- 1 プレミアムたつこの商品券の1枚の額面は、1,000円及び500円券とする。
- 2 プレミアムたつこの商品券は1冊1万円で販売し、販売総額は1億円とする。
- 3 プレミアムたつこの商品券1冊の綴りは、1,000円券9枚と500円券4枚の13枚とし、額面は1万1千円（10%のプレミアムが付与される。）とする。
- 4 プレミアムたつこの商品券の購入限度額は、1世帯あたり10万円とする。

(使用範囲)

第5条 プレミアムたつこの商品券は、龍ヶ崎市商工会員のうち第3条に合意をした加盟店との取引においてのみ使用することができる。

- 1 プレミアムたつこの商品券13枚綴りのうち1,000円券5枚については、大型店でも使用することができる共通商品券とする。
- 2 プレミアムたつこの商品券の使用にあたっては釣銭は出さない。

(使用期限)

第6条 プレミアムたつこの商品券の使用期限は、**平成26年10月15日～平成27年2月28日**までとする。

(加盟店登録)

第7条 龍ヶ崎市商工会員は、龍ヶ崎市商工会プレミアムたつこの商品券事業実施要項（以下、「実施要項」という。）に同意し、加盟店登録申請を行うことにより、加盟店となることができる。

- 1 加盟店登録を行うには、加盟店登録申込書を龍ヶ崎市商工会に提出する。
- 2 加盟店となった事業所は、以後毎年、プレミアムたつこの商品券事業が継続する限り、加盟店登録を解除しない限りにおいて、その登録は継続されるものとする。

(加盟店登録の解除)

第5条 加盟店は、加盟店解除申請により加盟店登録を解除することができる。ただし、申請期間は当年度事業終了後から、次年度事業開始前までの間とし、事業中途での解除はできないものとする。

(加盟店の義務)

第9条 プレミアムたつこの商品券の加盟店は、ポスター及びチラシを見やすいところに貼り、アンケート実施時においてはこれに協力する。また、店舗内外にのぼり旗を立ててPRに努めるものとする。

- 1 プレミアムたつこの商品券を受取った場合は、再流通を防止するため、券面の一部分を破線にしたがって切り取るとともに、券裏面の取扱店欄に社判を押すかボールペン等で加盟店名が判別出来るように記入する。
- 2 加盟店は、プレミアムたつこの商品券を提示された場合、以下の処理を行なうこととする。
 - ① 未使用券であるかの確認
 - ② 見本の商品券と照合し、相違がないことの確認
 - ③ 枚数の確認
 - ④ 提示されたプレミアムたつこの商品券の枚数が著しく多い場合は、受取りを拒否すること。
- 3 プレミアムたつこの商品券と現金との交換はできないものとする。また、釣銭も出さないものとする。
- 4 プレミアムたつこの商品券の盗難、紛失、滅失に対しては、責を負わない。
- 5 期限を過ぎたプレミアムたつこの商品券は無効とする。
- 6 偽造券を発見した際は、受け取りを拒否し、直ちに龍ヶ崎市商工会に連絡を入れるものとする。
- 7 加盟店は、プレミアムたつこの商品券の売買及び譲渡を行なってはならない。
- 8 商品券発行事業に関するアンケート調査回収に協力する。

(換金)

第10条 加盟店は、次の通り引換済のプレミアムたつこの商品券を換金する。

- 1 プレミアムたつこの商品券を受取った場合は、再流通を防止するため、券面の一部分を破線にしたがって切り取るとともに、券裏面の取扱店欄に社判を押すかボールペン等で加盟店名が判別出来るように記入する。
- 2 前項で処理したプレミアムたつこの商品券は、換金予定表に示された日程に従い、龍ヶ崎市商工会に換金請求書と共に提出する。
- 3 加盟店への支払いは、小切手又は指定口座への振込みとし、小切手であれば即日交付、振込みであれば、4営業日以内の振込みを原則とする。
- 4 換金の請求期限は平成27年3月18日とする。

(付加料金及び手数料)

第11条 加盟店は換金時に、手数料として販売金額の2%を負担する。支払いは販売金額の2%を差し引いた金額で支払うものとする。また、換金時の支払方法で指定口座への振込みを希望した場合、振込み手数料は加盟店の負担とする。

(帳簿)

第12条 プレミアムたつこの商品券の加盟店は、本事業に必要な帳簿を各自作成保管する。

(商品券の事故)

第13条 プレミアムたつこの商品券の事故等については、加盟店内の保管事故については加盟店で責を負う。また、消費者の手元で事故が発生した場合は、消費者がその責を負うものとする。

(加盟店の取り消し事項)

第14条 加盟店がこの実施要項に違反した場合、商工会長は当該加盟店の登録を抹消することができる。また、抹消された事業所は、今後、加盟店としての再登録はできないものとする。

(その他)

第15条 本事項に定めのないものについては、龍ヶ崎市商工会正副会長会議の決議をもって決定するものとする。

(附則)

本要項は平成26年7月2日から施行する。